

2018年9月15日

新宿区社会人サッカー連盟所属チーム 各位

新宿区社会人サッカー連盟
理事長 石山 克彦

本連盟主管大会におけるチーム割当審判員の有資格者義務化について(周知)

日頃より、本連盟の活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、本連盟では年間リーグ戦、区民大会、冬季大会を開催しておりますが、大会運営に当たっては参加チームに一定数の審判割当をお願いしてきました。チーム事情により連盟への依頼も可能としておりますが、約3分の2のチームが主審も担当していただいております。

このチーム割当審判については、ごく一部においてほとんど経験のない方が担当する、審判服やホイッスル等最低限の用具も持参しない、じゃんけんで審判を決める、といったことが見受けられ、試合をしたチームからクレームが寄せられるような事例がなくなりません。

本連盟としてもできる限り注意等をしてきましたが、試合をするチームに迷惑がかからないよう、何らかの改善が必要という結論になり、対応を検討いたしました。

その結果、主審、副審を担当いただく場合は、これまでも有資格者又はそれと同等のレベルの方をお願いしてきたところですが、今後の新宿区のサッカーレベル向上とフェアで迫力のあるゲームを確保していくことを目的として、下記の通りチーム割当で出していただく審判員(主審)は、必ず4級以上のサッカー審判員資格を取得している方とすることに決定し、2012年度から適用しているところです。

本件については、現在も同様の取扱いとしておりますので、趣旨をご理解の上、また審判をしていただく方へのリスペクトの気持ちを持って大会に参加していただき、今後の本連盟主管大会の発展に一層のご協力をお願いいたします。

記

1. 対象となる大会

本連盟が主管する大会(社会人サッカーリーグ戦、区民大会、Over35大会、冬季大会)

2. チーム割当審判に必要な資格

主審を担当する方は、必ず4級以上のサッカー審判員資格を有すること(副審は除く)

3. 適用

2012年度新宿区社会人サッカーリーグ戦以降

4. 備考

各チームにおいて、主審をされる可能性のある方で資格をお持ちでない方には、新宿区サッカー協会が主催するサッカー4級審判資格取得講習会にご参加ください。

以上